平成２２年（フ）第２３３４号
大阪市生野区生野東２丁目13番９号
債務者　栂尾てる伐
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３５号
大阪市生野区生野東２丁目13番９号、住民票上の住所大阪市生野区生野東２丁目６番26号
債務者　栂尾　信子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３６号
大阪府高槻市大塚町３丁目５番32号
債務者　中村　智子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３９号
大阪府大東市西楠の里町７番19号
債務者　阪中　　寛
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２２号
大阪府豊中市利倉西２丁目５番16―402号
債務者　友田いづみこと　朴　いづみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８０号
大阪市西成区千本南１丁目16番19号ユーハイツ301号
債務者　山本かずみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６０８号
大阪市旭区今市２丁目６番３―304号
債務者　山内　保子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１５号
大阪府四條畷市北出町26番６号
債務者　島　真由美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６４１号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目10番地の１３―1002
債務者　山田　知次
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６２号
大阪府高槻市南総持寺町１番１号
債務者　大谷真知子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５７号
大阪府大東市西楠の里町５番20号
債務者　徳留　武志
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７８５号
大阪市城東区中央２丁目６番13号メゾンドセントラル402
債務者　塩野　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７８９号
大阪市生野区中川２丁目11番９号
債務者　植田安都子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７９４号
大阪市浪速区幸町２丁目７番17号　アクティコート堀江南402号
債務者　高尾恵理子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８０２号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目38番15号
債務者　首田尾瑞穂
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８１１号
大阪府門真市上島町38番３号
債務者　関こと　關　　光夫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１号
大阪府岸和田市尾生町４丁目12番21号、前住所大阪府岸和田市中之浜町８番８号
債務者　加納　昭浩
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係